

無線設備規則

規則

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 92 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2018 年 6 月 29 日 規則 第 92 号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用*

-4.として次の 1 項を加える。

-4. 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものに限る。）が結合して一体となつて航行する場合には、それぞれ単体の船舶として本規則の規定を満足するとともに、これらを一の船舶とみなして本規則の規定を満足しなければならない。

4 章 通信システム

4.2 無線設備 – A1 水域*

A1 水域のみ（湖川を含む。）の航行に従事する船舶は、表 4.2 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

表 4.2 の備考を次のように改める。

表 4.2 A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶

区分	無線設備
すべての船舶	VHF 無線電話

（備考）

1. VHF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、一般通信用無線電信等を備えなければならない。
2. 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
23. 一般通信用無線電信等を備える~~国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当する船舶もの~~については、VHF 無線電話を備えなくてもよい。
 - ~~(a) 総トン数 100 トン未満の船舶~~
 - ~~(b) 二時間限定沿海船等~~
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等

4.3 無線設備 – A1 及び A2 水域*

A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）は、表 4.3 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

表 4.3 の備考を次のように改める。

表 4.3 A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶
（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線設備
すべての船舶	(1) MF 無線電話 (2) VHF 無線電話

（備考）

1. MF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、次の(a)から(e)のいずれかの無線設備を備えなければならない。ただし、国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶については、一般通信用無線電信等を備えることとして差し支えない。
 - (a) HF 直接印刷電信
 - (b) HF 無線電話
 - (c) インマルサット直接印刷電信
 - (d) インマルサット無線電話
 - (e) MF 直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）
2. 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
3. 一般通信用無線電信等を備える国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)から(d)のいずれかに該当するものについては、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - ~~(a) 総トン数 100 トン未満の船舶~~
 - ~~(b) 近海区域を航行区域とする船舶であって本会が適当と認めるもの~~
 - ~~(c) 沿海区域を航行区域とする船舶~~
 - ~~(d) 平水区域を航行区域とする船舶~~
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - (c) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の近海区域を航行区域とする船舶であって、本会が適当と認めるもの
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - (c) 総トン数 100 トン以上の近海区域を航行区域とする船舶であって、本会が適当と認めるもの
34. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの船舶については、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - ~~(a) 総トン数 100 トン未満の船舶~~
 - ~~(b) 二時間限定沿海船等~~
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等

4.4 無線設備 – A1, A2 及び A3 水域*

A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）は、表 4.4 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

表 4.4 の備考を次のように改める。

表 4.4 A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）

区分	無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF 無線電話及び MF 直接印刷電信 (b) インマルサット直接印刷電信 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)から(d)までのいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信 (b) HF 無線電話 (c) インマルサット直接印刷電信 (d) インマルサット無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話

(備考)

1. 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く。）と結合し、船首で押し進める船舶は、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
2. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)から(e)のいずれかに該当するもの船舶については、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - ~~(a) 総トン数 100 トン未満の船舶~~
 - ~~(b) 沿海区域を航行区域とする船舶~~
 - ~~(c) 平水区域を航行区域とする船舶~~
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
23. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの船舶については、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - ~~(a) 総トン数 100 トン未満の船舶~~
 - ~~(b) 二時間限定沿海船等~~
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等

4.5 無線設備 – A1, A2, A3 及び A4 水域*

すべての水域の航海に従事する船舶は、表 4.5 に掲げる設備を備えなければならない。
ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

表 4.5 の備考を次のように改める。

表 4.5 A4 水域を航行する船舶

区分	無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) HF 直接印刷電信 (2) HF 無線電話 (3) MF 直接印刷電信 (4) MF 無線電話 (5) VHF 無線電話
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び 国際航海に従事しない船舶	(1) HF 直接印刷電信又は HF 無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話

(備考)

~~国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のもの船舶~~
については、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。

附 則

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日から施行する。
2. 2003 年 8 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

無線設備規則検査要領

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 44 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 29 日 達 第 44 号
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 として次の 1 条を加える。

1.1.1 適用

規則 1 編 1.1.1-4.の適用上, 推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合し, 一の船舶とみなされる場合の総トン数及び長さは, 鋼船規則検査要領 O 編 O5.1.1-1.(1)及び(2)により定まるものとする。

4 章 通信システム

4.2 を次のように改める。

4.2 無線設備 – A1 水域

-1. 規則 4.2 に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認められる場合をいう。

-2. 規則表 4.2 の備考 3.に規定する「二時間限定沿海船等」とは、次のいずれかに該当する船舶をいう。

(1) 船級符号に“Coasting Service”を付記して登録される船舶であって、鋼船規則 A 編 1.2.2(2)に規定する平水区域から最強速力で 2 時間以内に往復できる区域を超えない区域のみを航行するもの

(2) 船級符号に“Smooth Water Service”を付記して登録される船舶

4.3 を次のように改める。

4.3 無線設備– A1 及び A2 水域

-1. 規則 4.3 に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認められる場合をいう。

-2. 規則表 4.3-1.(1)の MF 無線設備の代わりに MF/HF 無線設備を備えることができる。
この場合 HF での狭帯域直接印刷電信装置（NBDP）は要求されない。

-3. 規則表 4.3 の備考 3.に規定する「近海区域」とは、船舶安全法施行規則第一条第 8 項に定められた海域をいう。

~~-34. 規則表 4.3 の備考 2.(b)3.~~に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、管海官庁により差し支えないと認められるものをいう。

-5. 規則表 4.3 の備考 4.に規定する「二時間限定沿海船等」とは、4.2-2.に定める船舶をいう。

4.4 を次のように改める。

4.4 無線設備-A1, A2 及び A3 水域

-1. 規則 4.4 に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認められる場合をいう。

-2. 規則表 4.4(2)の MF 無線設備は、2,187.5kHz 以外のデジタル選択呼出遭難周波数の無休聴守は要求されない。

-3. 規則表 4.4 の備考 3.に規定する「二時間限定沿海船等」とは、4.2-2.に定める船舶をいう。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2018 年 6 月 29 日から施行する。
2. 2003 年 8 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。

2 章 検 査

2.1 一般

2.1.2 を次のように改める。

2.1.2 検査の実施及び時期

-1. 規則 2.1.2-5.(3)に該当する臨時検査については次による。

(1) プッシャーバージ

推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は、次によること。

(a) 推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、それらの船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、規則 1.1.1-4.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。

(b) 推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)及び(2)のいずれにも該当せず、かつ、推進機関を有する船舶が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、当該推進機関を有する船舶は、2018 年 7 月 31 日以後の最初の定期的検査の時期までに、規則 4.2 から 4.4 に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。

(2) 極海域航行船

~~1. 規則 2 章 2.1.2-5.(3)の適用上、~~2017 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった鋼船規則 I 編 1.1.1-2.に規定する極海航行船にあっては、2018 年 1 月 1 日後の最初の定期検査の時期までに、規則 5 章の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

-2. (省略)

附 則 (改正その 2)

1. この達は、2018 年 6 月 29 日から施行する。